

覚 書

設置者(以下「甲」という。)及び工事事業者(以下「乙」という。)は、焼津市特定区域浄化槽設置補助金の交付を受けた合併処理浄化槽に関し、下記の項目により覚書を締結し、甲と乙は信義誠実にこれを履行する。

記

1. 甲は、浄化槽法第7条の規定による水質に関する検査を受け、その検査の結果、浄化槽の設置について改善を要すると指摘を受けた場合は、乙に対し相当の期限を定めてその瑕疵の補修を請求し、又は補修に代わる損害賠償を請求することができる。
2. 前項に定める請求は、浄化槽の工事についての改善の指摘が甲の責に帰すべき事由に基づくものである場合にはすることができない。
3. 乙は、甲から第1項の規定により瑕疵の補修を求められた場合は、速やかに行われなければならない。

以上覚書の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

「甲」 設置者

「乙」 工事事業者